

## 東庄町電子入札約款

### (目的)

第1条 東庄町の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借に関する契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び東庄町財務規則（平成10年東庄町規則第1号）その他法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、指定期日までに質問をすることができる。

- 2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、東庄町に入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。
- 4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までは、入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより提出するものとする。
- 3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

### (未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかつた場合は、未入札として取り扱うものとする。

### (入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめができる。
- 3 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 同一人がした2以上の入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 電子認証書を不正に使用した入札
- (7) 入札金額見積内訳書の提出が必要な入札において、入札金額見積内訳書の提出がない入札又は入札金額見積内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (8) 入札書の金額が0円の入札
- (9) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査のために提出の指示を受けた書類を期限までに提出しない者のした入札
- (10) 総合評価方式による入札の場合において、期限までに技術提案等資料を提出しなかつた者のした入札
- (11) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあっては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
  - ア 記名押印を欠く入札
  - イ 金額を訂正した入札
  - ウ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において、失格とされた入札

(落札者の決定)

第8条 次の各号に掲げる入札の区分により、当該各号に掲げる者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

- (1) 最低制限価格を設けている入札 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者
- (2) 前号以外の入札 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者  
(同価格等の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定する。

(保留)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- (2) 総合評価方式による入札の場合において、落札者を後日決定するとき
- (3) 開札を執行する者が特に必要と判断したとき

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、契約担当者が指定する日時において再度入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、1回とする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあっては、再度入札は行わない。

- 2 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。
- 3 低入札価格調査の対象となった入札においては、再度入札は行わない。ただし、当該調査が価格失格基準を下回る入札のみの場合は、この限りでない。

(契約の締結)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年東庄町条例第9号）に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずることができるものとする。

(契約の保証)

第13条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
  - (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
  - (4) 契約保証金の納付
  - (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申し立て)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札金額見積内訳書の提出)

第15条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(電磁的な記録を使用した通知等)

第16条 本約款に規定する公告、通知、図面及び仕様書等は、原則として電磁的な記録による方法によるものとする。

(補則)

第17条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、千葉県電子自治体共同運営協議会が定める電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）によるものとする。本約款及び運用基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。